

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	石原	久保谷	起案	27・11・13
						決裁	27・11・18
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 5 回 シンボル事業③調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 27 年 11 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 0 分	
開催場所	議会第四会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	北公民館長
	高齢介護課主査(在宅高齢者支援担当)	生涯学習課課長代理(生涯学習担当)
	こども育成課主任主事(こども育成担当)	財産管理課主任主事(財産管理担当)
	主事代理出席	
	事務局	公共施設再配置推進課主査
議 題	1 小規模地域対応施設の無償譲渡方針(案)について	
配付資料	資料 1 小規模地域対応施設の無償譲渡方針(案)	
会 議 結 果		
<p>① 「小規模地域対応施設の無償譲渡方針」を最終案として詰めていきたい。次は、プロジェクトチームを開催し策定していく予定である。</p>		
<p>② この方針の対象は「老人いこいの家」と「児童館」とする。</p>		
<p>③ 児童館については、子どもへの影響を配慮し、公園隣接かつ5000人以上の利用者がある場合、機能を特に残すべき児童館とし、移譲前に受入先の試行運営による検証を行うこととした。</p>		
<p>④ 特に機能を残すべき児童館の考え方をはじめ、児童厚生員を派遣する、公民館等に児童館機能を移すなど、既施設機能の補完手法や今後の在り方について、担当課においても検討を進めてほしい。</p>		
<p>⑤ 自治会(認可地縁団体)とNPOとでは、特に土地の無償貸付については、取扱いが異なる部分が生じるのではないかと。⇒ 移譲にあたっては、フローに基づき、自治会での移譲希望がない場合には、NPOなどの団体への移譲も対象としている。その際、土地の貸付における有償無償の取扱いは、誰が相手かで判断するのではなく、公的事業かといった内容により判断することが基本であるとする。また、今後、全庁的に土地の貸付等の考え方を整理する動きがあることから、それを踏まえた交渉を行っていくことも必要となろう。</p>		
<p>⑥ 方針(案)について、譲渡にあたり通常使用に必要な修繕を市が実施することと、土地が私有地の場合の取扱いについて加筆する。</p>		
<p>⑦ 方針(案)について、各構成部長も含めて、内容の報告と意見等の集約を行い、意見等があれば早急に連絡をお願いしたい。</p>		
備考		